

## 5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に関する対応について

日頃より、本校教育活動に対しましてご支援・ご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、令和5年5月1日に宇都宮市教育委員会事務局学校健康課より、5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応について、通知が来ましたので、以下のように取り組みます。

### 記

#### 1 平時※における感染症対策

※感染症流行時（地域や学校において感染が流行している場合）を除く

すべての教育活動については、以下の感染対策を講じた上で通常通り実施します。

##### (1) 家庭との連携による健康観察

家庭において生徒の健康状態を把握していただくとともに、発熱や咽頭痛等普段と異なる症状が場合には、無理をせず自宅で休養していただきます。ただし、新型コロナウイルス感染症の疑いがある欠席の場合は、これまでは出席停止等の扱いでしたが、今後は病欠扱いとなります。

##### (2) 適切な換気の確保

気候上可能な限り常時2方向の窓を開けて換気を行います。十分な換気ができない場合は、サーキュレーター等を併用します。

##### (3) 手指衛生や咳エチケットの指導

外から教室に入るとき、トイレの後、給食の前後等、流水と石けんでの手洗いを指導します。また、咳やくしゃみをする際は、ハンカチ等で口や鼻をおさえ、他者に飛沫を飛ばさないように指導します。

##### (4) マスクの着用の考え方

生徒及び教職員に対して、着用を求めないことを基本とします。また、着脱を強いることのないようにするとともに、個人の選択を尊重します。

#### 2 感染流行時における感染対策について

地域や学校において感染が流行している場合等には、教職員がマスクを着用するとともに、生徒に着用を促します。しかし、着脱を強いることはしません。また、各教科等の「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、近距離や大声での会話を控える等の対策を講じます。

#### 3 感染者及び濃厚接触者の取扱いについて

##### (1) 感染者について

- ・新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒に対する出席停止の期間は、「発症した後5日間を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。
- ・「発症した後5日間を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から数え始めます。
- ・出席停止解除後、発症から10日間を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨します。
- ・生徒間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行います。

##### (2) 濃厚接触者について

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われなくなったので、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない生徒については、直ちに出席停止の対象とはなりません。

#### 4 その他

- ・引き続き、登校前の検温をお願いします。なお、体調チェックシートの提出はなくなります。また、ご家族の健康状態につきましてもご確認ください。
  - ・発熱、せき等の風邪の症状がみられる、味覚・嗅覚異常等の症状がある場合は家庭でゆっくりと休養をとり、症状が消えてからの登校をお願いします。なお、その場合は医療機関等に連絡・受診をお勧めします。
  - ・今後、対応の変更や学校における感染が拡大した場合は改めて連絡します。
- なお、学校ホームページ「新型コロナウイルス関連情報」においても情報を掲載しておりますのでご覧ください。